

## 通信コーナー

2015.09.01

残暑お見舞い申し上げますと言うべきところですが、今年は8月の月末に秋冷前線が張り出して秋の気配が漂っています。今年の夏はエルニーニョ現象により冷夏と予想されていましたが、大きく違ってしまいました。今夏は5月から真夏日が生じて早くから暑くなっておりましたが、6月～7月中旬までは長雨で気温があまり上昇していなかったようで、台風11号12号が日本に上陸してから熱波のようなうだるような灼熱の暑さを連れてきた。それから20日間程は「暑い」とのアイサツを交わさないとすまないような日々の連続であり、東京では観測史上で新記録を刻みました。暑い夏だとの印象が強かったのですが、台風15号16号の日本上陸と東への通り抜けにより、西日本は暑さがぶり返し、また東日本は北の冷気がもたらされ10月の気候となっている。今年の気候は台風の動向により大きく左右された夏となった。台風の被害は防災が整っているのが少ないが、9月10月が台風本番ですのでご用心下さい。

今まで数多くいのご案内を差し上げていますが、とうとう10月5日より基本情報といわれる氏名、住所、生年月日、性別、その人の個人番号が付いている『通知カード』が送られてきます。マイナンバーの使い道は今のところ税、社会保険、災害の3分野に限られております。一番最初に必要になるのが、社会保険、雇用保険関係届出書類となります。従業員を雇う事業者が最初にマイナンバーを使うこととなります。税務関係の書類も必要となりますが、法定書類、源泉徴収票等は29年の利用となります。来年1月より個人番号カードを交付することになっておりますが、市役所だけで対応できるか等々疑問が出てきております。年金機構から個人情報が出たので、年金機構が取扱う時期を29年5月以降まで延ばしました。従業員のいるところはマイナンバーの取扱の基本方針を決めなければなりません。取扱規定も必要となります。マイナンバーがあれば便利になると思われませんが、やはり諸刃の剣ですので、用心することに越したことはないです。

9月10日に研修会を開催いたしますので、ご参加下さい。